

令和8年度 伊賀市インターンシップ実施要領

1 目的

学生を対象に本市組織における就業体験の場を提供することにより、学生の職業意識の向上に寄与するとともに、地方行政実務や市政についての理解を深め、公務員として働く魅力を感じていただく機会とすることを目的とする。

2 対象者

大学院、大学、短期大学又は専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生

3 実施期間

(1) 実習期間

令和8年8月17日（月）から21日（金）までの5日間

※実習先の業務内容により、上記の期間外の実習となる場合がある。

(2) 実習時間

午前9時から午後5時まで（うち休憩時間60分）

4 募集方法

募集案内について、市ホームページに掲載する。

5 募集期間

令和8年6月1日（月）から26日（金）まで

6 申込方法

大学等を通じて、以下の書類を伊賀市に提出するものとする。

ア 推薦書（第1号様式）

イ 伊賀市インターンシップ希望調書（第2号様式）

7 受け入れの決定

インターンシップに参加する者（以下「実習生」という。）及び実習先部署を決定し、令和8年7月上旬から中旬頃に大学等に通知する。

※希望者多数の場合は、受け入れ人数を制限することがある。

8 実習生の身分及び処遇

実習生には本市職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等の一切を支給しない。

9 服務等

実習生は、誓約書（第3号様式）に記載の事項及びその他市の職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守しなければならない。

10 災害補償等

- (1) 大学等及び実習生は、インターンシップへの参加に当たり、災害傷害保険及び賠償責任保険等に加入しなければならない。
- (2) インターンシップに係る実習中及び実習先との往復途上における災害に関しては、大学等及び実習生により対応するものとする。
- (3) 実習生が本市又は第三者に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、その賠償の責めを負わなければならない。

11 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) インターンシップに係る実習の実施について、疑義等が生じた事項については、本市が大学等及び実習生と協議して決定するものとする。